

交通局未利用地除草業務委託 仕様書

- 1 本仕様書は、京都市が所有する用地の除草業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。また、本仕様書において、京都市交通局を「発注者」といい、請負人を「受注者」という。
- 2 本業務の内容
 - (1) 対象敷地内の除草
 - (2) 除草後の草及び対象敷地内に残置している伐木（以下、廃棄物という。）の処理

※ 対象敷地内に投棄されている空き缶や空き瓶の処理は行わなくてよいが、安全には留意すること。
- 3 除草の注意事項
 - (1) 除草は草刈り機等の器具をもって行い、除草剤等の薬品などは使用してはならない。
 - (2) 除草の際には付近の通行人や住居や物品を傷つけてはならない。また、除草の実施日について、文書等により付近の住民に連絡する。
- 4 本業務の対象となる所在地及び対象面積は、別紙1のとおりとする。
- 5 本業務の対象面積における多少の多寡については、精算しないものとする。
- 6 受注者は、本業務の履行に当たり、あらかじめ発注者と十分な打合せを行うものとする。
- 7 本業務において発生した廃棄物の処理については、すべて受注者の責任において行うものとする。
- 8 本業務の履行に必要な機械工具類及び消耗品等は、受注者が調達するものとする。
- 9 本業務の履行期限は令和8年8月31日（月）とし、履行後の検査に合格するものとする。
- 10 受注者は、発注者の指定する様式で、期日内に次の書類を提出するものとする。
 - (1) 業務工程表 1部（契約後速やかに）
 - (2) 作業結果報告書 1部（作業完了後速やかに）
 - (3) 現場写真（除草前・除草後） 1部（作業完了後速やかに）
 - (4) 除草した草、伐木を処分したことを証明する文書（マニフェスト）

- 12 本仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項が発生した場合は、双方協議のうえ決定するものとする。
- 13 本業務の履行に関して、本仕様書に定めのない事項については、京都市交通局契約規程、労働安全衛生法その他本市が定める条例、規則、管理規程、要綱等のほか関係法令によること。
- 14 その他
- (1) 本業務に当たっては、作業者及び周囲の人員、物品等をき損しないように、安全管理に十分配慮すること。
 - (2) 本業務により発生した損害等は、受注者が保証するものとする。
 - (3) 本業務による苦情等は、受注者が対応する。

位置図

烏丸線

名 称：残余地（踏切横）

所 在 地：伏見区竹田内畑町174-61

除草対象面積：178.46㎡



別紙2 対象敷地内の写真

伐木の残置状況(令和8年3月5日撮影)



敷地内の現状(令和8年5月28日撮影)

